

令和5年8月18日付け県公報第442号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
静岡県
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間
変更前 令和5年7月11日から令和6年3月15日まで
変更後 令和5年7月11日から令和6年2月19日まで
- 4 作業地域
榛原郡川根本町下泉原地内

=====

令和5年8月4日付け県公報第438号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量・数値地形図作成）
- 3 作業期間
変更前 令和5年4月27日から令和5年12月15日まで
変更後 令和5年4月27日から令和6年2月29日まで
- 4 作業地域
沼津市岡宮～沼津市西熊堂